

令和8年度
から

国民健康保険税が変わります

国民健康保険は、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんが納めた国民健康保険税と国などの公費により成り立っています。
北海道では、加入者負担の公平化を図るために、令和12年度を目途に道内のどこに住んでいても同じ所得、年齢、世帯構成であれば同じ保険料（税）とする「保険料水準の統一」を目指しています。
これを受け、町では、賦課方式を北海道が示す3方式（所得割・均等割・平等割）へ変更していくとともに、安定的な財源確保のため、次のとおり段階的に税率の見直しを行います。

改正① 資産割の廃止

当町は、これまで賦課4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）で算定してきましたが、北海道の資産割廃止の方針を受け、**資産割を段階的に引き下げ、令和8年度末をもって廃止します。**

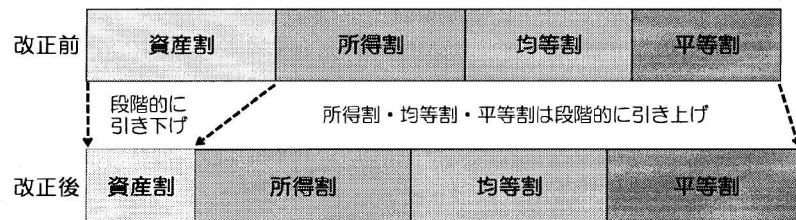
- 所得割…前年中の所得に応じて算定
- 資産割…固定資産税に応じて算定
- 均等割…加入者1人あたりに算定
- 平等割…1世帯あたりに算定



改正② 税率の改正

資産割の段階的な引き下げによる税収不足を補うため、令和7年度から令和9年度までの3年間をかけて、**所得割・均等割・平等割の税率を段階的に引き上げます。**

【税率改正のイメージ図】



改正③ 負担軽減策の実施

税率改正による負担軽減策として、下記の激変緩和措置を講じています。

(1) 18歳以下の子どもに対する軽減措置の導入

子育て世帯への負担軽減策として、現在、国が実施している均等割5割軽減の対象を【未就学児】から【18歳以下】まで町独自に拡大しています。

国の軽減措置

未就学児の
均等割額を1/2軽減

独自に拡大

町の軽減措置

18歳以下^(※)の
均等割額を1/2軽減

※満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方

(2) 国保税の納期の変更

国保税の納期を【7期】から【10期】に変更し、1期あたりの負担軽減を図っています。

！ 令和8年度の税率は裏面に記載しています

【お問い合わせ先】

新冠町役場 保健福祉課 国保後期高齢者医療係
電話 0146-47-2113(直通)

1

令和8年度の国保税率

令和8年度の新しい税率は次のとおりです。 ※令和8年度の納税通知書は6月上旬に送付予定です。

区 分	医療分 (国保加入者全員)			後期分 (国保加入者全員)			介護分 (40～65歳未満の方のみ)			子ども・子育て分 (国保加入者全員)		
	R 7	R 8	増減	R 7	R 8	増減	R 7	R 8	増減	R 7	R 8	増減
所得割	8.0%	8.5%	0.5%増	2.3%	2.7%	0.4%増	1.6%	2.0%	0.4%増	—	0.29%	0.29%増
資産割	38.0%	19.0%	19.0%減	12.0%	6.0%	6.0%減	4.0%	2.0%	2.0%減	—	—	—
均等割	26,000円	28,000円	2,000円増	8,500円	9,000円	500円増	7,800円	8,700円	900円増	—	1,000円	1,000円増
18歳以上 被保険者均等割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100円	100円増
平等割	33,000円	33,000円	—	8,000円	9,000円	1,000円増	6,800円	7,100円	300円増	—	1,000円	1,000円増

2

モデル世帯での比較

令和7年度と令和8年度において、所得・世帯構成が変わらなかった場合の試算です。

世帯構成・所得		資産割	国保税額（年額）		
			R 7	R 8	増減
高齢世帯	単身世帯、年金収入150万円	あり	49,600円	37,800円	▲11,800円
高齢世帯	2人世帯（夫婦）、年金収入290万円	あり	99,500円	98,300円	▲1,200円
自営業	2人世帯（夫婦）、営業所得600万円	あり	879,800円	940,900円	+61,100円
子育て世帯	4人世帯（夫婦、子ども2人）、給与収入330万円	なし	347,600円	376,400円	+28,800円
子育て世帯	4人世帯（夫婦、子ども2人）、給与収入450万円	なし	491,700円	536,800円	+45,100円
子育て世帯	4人世帯（夫婦、子ども2人）、営業所得500万円	あり	795,300円	811,100円	+15,800円